

ご家族様・身元引受人様 各位

社会福祉法人仁成福祉協会

## 入所者様との面会制限の変更について

日頃は、当法人の施設運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新潟県より新型コロナウイルス感染症についての「注意報」(令和2年11月11日付)が発令されましたことから、入所者様との面会制限を下記の通りといたしましたので、ご連絡申し上げます。なお、1日あたりの面会件数を制限させていただきます。

何卒、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

### 入所者様との面会について

- 入所者様との面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限させていただきます。
- 緊急やむを得ない場合に、入所者様との面会をご希望される場合のお手続き
  - ・面会をご希望される場合は、施設の相談員にお申し出ください。
  - ・面会をご希望される方は、各々「面会依頼書」をご記入の上、ご提出してください。
- ・「面会依頼書」の《確認事項》をチェックし、何れか該当する項目がある場合は、面会は原則としてお断りいたします。

#### 《確認事項》

- ①発熱(原則37度以上)、のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等がある。
- ②上記①の症状のほか、その他体調不良がある。
- ③同居家族や身近な者に、①の症状がある者がいる。
- ④新型コロナウイルス感染症の感染者との濃厚接触者である。
- ⑤過去2週間内に新型コロナウイルス感染症の感染者、感染の疑いある者との接触がある。
- ⑥過去2週間以内に発熱等の症状がある。
- ⑦過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察を必要とされている国・地域への渡航歴がある。
- ⑧《面会時の留意事項》を守ることはできない。

- ・入所者様と面会する際は、《面会時の留意事項》を、必ず順守してください。

#### 《面会時の留意事項》

- ①面会者の人数及び面会時間は、必要最小限としてください。
- ②面会は、原則として所定の場所で行ってください。
- ③面会時間を通じてマスクを必ず着用してください。
- ④面会の前後に手指消毒を行ってください。
- ⑤面会者の手指や飛沫等が入所者様の目、鼻、口にふれないように配慮してください。
- ⑥面会場所での飲食は控えてください。また、大声での会話は控えてください。
- ⑦施設のトイレは極力使用しないでください。なお、トイレを使用される場合は、職員へご連絡ください。

感染を予防するためご協力をお願いいたします。

以上